

決 議

リニア中央新幹線は、本県と関東・中部・近畿圏の各地域間の交流、連携を一層強化するとともに、内陸部における発展を促進する新たな国土の大動脈として、21世紀の我が国の経済社会を支え、分散型国土の形成とゆとりある生活の実現に大きく貢献できる社会基盤である。

また、災害に強い国土づくりやエネルギー問題、環境問題への対応においても、優れた特性をもつ大量高速輸送機関として期待されており、その早期建設を県民あげて切望しているところである。

国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線は、国土形成計画全国計画において、新時代の革新的高速鉄道システムの早期実現を目指すとして明記されたところであり、山梨リニア実験線においては、実用化に向けた設備仕様で全線 42.8 kmが平成 28 年度までに建設されることが決定し、先に着工されたところである。

また、東海旅客鉄道株式会社においては、「自らのイニシアティブのもとに、平成 37 年を目標に、首都圏～中京圏での営業運転の開始を検討する」と表明がなされ、着実に新たな段階に進展してきているところである。

政府、関係機関におかれては、リニア中央新幹線の早期実現を図るため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 リニア中央新幹線の県内ルートはBルートとすること。なお、県内に必ず駅を設置することとし、設置にあたっては沿線市町村の意見を踏まえて検討すること。
- 2 リニア中央新幹線の実現に向けて、全国新幹線鉄道整備法の「基本計画」から「整備計画」に早期に格上げすること。このため、現在実施している地形・地質等に関する調査を早期に終了し、その結果を公表すること。併せて、輸送需要量に対応する供給輸送力など残りの4項目の調査について、早急に実施すること。
- 3 山梨リニア実験線の早期完成に向け、国をはじめ関係機関が一致協力して取り組むこと。また、実用化確認試験について期間短縮に努めること。
- 4 超電導リニア技術の実用化を促進するため、より一層のコスト低減に向けて、システム全体の効率化・高度化に関する技術開発の推進を積極的に行うこと。
- 5 大都市圏におけるリニア中央新幹線の建設が円滑に進められるように、大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進に取り組むこと。

- 6 今後のリニア啓発活動のあり方について、早急に検討し、実施すること。
- 7 今後のリニア中央新幹線の推進にあたっては、沿線自治体と十分調整すること。

以上、決議する。

平成20年8月27日

リニア中央エクスプレス建設促進長野県協議会